

彦 生 第 462 号  
令和 2 年(2020 年)10 月 27 日

滋賀県知事  
三日月 大造 様

彦根市長  
大久保 貴



国道 8 号 彦根～東近江 (仮称) 環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見について(回答)

平素は、本市環境行政の推進にご指導、ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 2 年(2020 年)8 月 26 日付 滋環政第 701 号で依頼のありましたみだしの件に  
つきまして、本市からの意見を別紙回答票のとおり回答させていただきますので、よろしく  
ご査収ください。

彦根市市民環境部生活環境課

担当：麻井

TEL 0749-30-6116

FAX 0749-27-0395

E-mail [kankyo@ma.city.hikone.shiga.jp](mailto:kankyo@ma.city.hikone.shiga.jp)

環境影響評価方法書 環境の保全の見地からの意見 回答票

所 属【彦根市】

記入者【生活環境課 麻井】

意見を付す箇所	環境の保全の見地からの意見
特になし	特になし

環境影響評価方法書 図書に関する指摘事項 (参考)

所 属【彦根市】

記入者【生活環境課 麻井】

指摘箇所	図書に関する指摘事項
4-1-83 第4章 表4-1-25 主要な眺望点の概要 出典	出典 3「眺望する景観」で彦根市 HP とありますが、現在掲載していません。支障はないでしょうか。(確認)
4-2-48 第4章 表4-2-17 (2) 指定区分	「彦根市登録」と記載されていますが、「国登録」です。 なお、市登録の制度は、ありません。
4-2-48 第4章 表4-2-17 (2) 有形文化財	旧彦根藩足軽組屋敷(中組・旧桂田家住宅)が「彦根市登録」となっていますが、「彦根市指定」の欄への記載になります。
4-2-114 第4章 図4-2-23 風致地区	風致地区の範囲が違います。 彦根城風致地区(もう少し北側に広がっている) 芹川風致地区(風致地区でない緑地の部分が含まれている)
4-2-115 第4章 7.29 本文 3~4行目	(平成29年4月、彦根市)とありますが、(平成30年3月、彦根市)に訂正ください。認定年月の記載修正。
4-2-116 第4章 図-2-24 景観計画区域と歴史的風致維持向上計画重点区域	凡例 滋賀県景観計画の芹川河川景観形成地区は、彦根市内は彦根市景観計画の芹川河川景観形成地域になります。
6-3 第4章 表6-1(3)	「景観及び人と自然との触れ合いの活動の場」中の「滋賀県景観計画における芹川河川景観形成地区」との記載について、彦根市が景観行政団体であることから、市内で同区域から除かれるため、「彦根市景観計画における芹川河川景観形成地域」となります。(参考)



近八環第501-B号  
令和2年10月23日

滋賀県知事 三日月 大造 様

近江八幡市長 小西 理



国道8号 彦根～東近江（仮称） 環境影響評価方法書に対する環境評価  
方法書に対する環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和2年8月26日付滋環政第701号で依頼のありました標題の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

事業の実施にあたり、公害を防止するための必要な措置を講ずること。

連絡先

市民部環境課環境政策グループ

担当 中野

Tel 0748-36-5593

Fax 0748-36-5882

Mail 010602@city.omihachiman.lg.jp





東環第1030号  
令和2年10月21日

滋賀県知事 三日月 大造 様

東近江市長 小 椋 正 清



国道8号 彦根～東近江（仮称） 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地  
からの意見について（回答）

令和2年8月26日付け滋環政第701号で照会があったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 地下水に対する影響について

掘削等の地盤改変に伴う地下水への影響について、調査、予測及び評価すること。

2 動植物に対する影響について

当該道路事業実施区域周辺には、既往調査で確認された重要な動植物種以外にも、希少な動植物種が生息している可能性があることから、適切に調査地点及び調査ルートを設定すること。特に、箕作山や愛知川河畔林における希少動植物に注意し、調査すること。

3 景観に対する影響について

箕作山風致地区内の風致を維持し、環境保全を図るよう努めること。また、市景観計画に基づき、景観への配慮に努めること。

4 文化財に対する影響について

埋蔵文化財の有無を確認する調査に協力すること。また、周知の埋蔵文化財包蔵地内における工事については、文化財保護法第93条による届出及び埋蔵文化財センターとの協議を行うこと。



豊住生第223号  
令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造 様

豊郷町長 伊藤 定 勉



国道8号彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和2年8月26日付け、滋環政第701号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

意見なし

甲住第 279号  
令和2年10月28日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲良町長 野瀬 喜久男



国道8号 彦根～東近江（仮称） 環境影響評価方法書に対する  
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和2年8月26日付け、滋環政第701号で照会のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

・事業実施想定区域周辺には、集落や甲良中学校もあるため特に、大気質、騒音、振動、低周波音の大気環境への影響を最小限のものとするようお願いします。

多産環第75号  
令和2年10月29日

滋賀県知事 三日月 大造 様

多賀町長 久保 久良



国道8号 彦根～東近江（仮称） 環境影響評価方法書対する  
環境の保全の見地からの意見書について（回答）

令和2年8月26日付け、滋環政第701号で照会のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 大気環境および騒音・振動について

事業実施想定区域には多賀ささゆり保育園、周辺には多賀小学校と配慮が特に必要な施設が位置していることから、排ガス等の大気環境や騒音、振動への影響を適切に評価できる調査とすること。

工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動、悪臭及び濁水等の影響を可能な限り低減するよう配慮すること。

2. 水環境について

路面凍結防止剤を含む道路排水による動植物や農業用水への影響についても調査すること。

3. 動物について

渡り鳥やオオタカの生息エリアであり、道路の運用に伴うバードストライクの発生が予想されることから、移動経路調査と対策を考える上で必要な情報の収集を行うこと。

カヤネズミやモグラなど小型哺乳類の生息域の分断が生じる恐れがあることから、生息状況の調査とトレイル確保について必要な情報の収集を行うこと。

道路の運用に伴い中型～大型哺乳類のロードキル、は虫両生類のロードキルの発生が予測される。ファウナ調査のみでなくロードキルの発生リスクを高い地点のあらい出しと有効な対策を考える上で必要な情報の収集を行うこと。





#### 4. 文化財、景観について

決定したルートは多賀町平野部の多賀大社や敏満寺を背景とする主要な部分にあたり、埋蔵文化財発掘調査対象地域であることから、事前の発掘調査等の対応は必要条件となります。

また、水田地帯と平野部の歴史的な広がりをもつ地域で、鈴鹿山地と一体的な多賀町を代表する歴史的景観を保持する地域であることから景観に配慮すること。



国土交通省国土院 国土利用政策課 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長

国土院 国土利用政策課 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長

国土院 国土利用政策課 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長

国土院 国土利用政策課 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長

国土院 国土利用政策課 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長 兼 国土利用政策課長